平成30年度 医薬品適正流通対策部会における活動内容

資料４

１．審議内容

　医薬品の適正な流通と使用を確保するための課題把握・整理・分析を行い、医薬品の流通から使用段階における品質確保と安定供給、及び医薬品を取り扱うものの資質向上を図るための施策を審議する。

【背景】

* 平成29 年１月、Ｃ型肝炎治療薬の偽造品が流通し、薬局から患者へ調剤された事案が発生した。厚生労働省は「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」での議論結果を踏まえ、医薬品の販売・譲渡に係る記録義務を強化したことに加え、平成30年末に『GDPガイドライン』注）が発出された。
* 当ガイドラインの法的な位置づけは指針であるが、本府では適正な医薬品の品質と安定供給を確保するために当ガイドラインを活用し、流通の各段階での取組み方針を明確にすることが必要と考えた。

　　　注：GDP：Good Distribution Practice（医薬品の適正流通基準）

２．部会の開催状況：第1回（初回）を平成30年12月５日に開催

* 医薬品流通に係る制度、最近の話題及び課題の紹介
* 関係団体から、適正流通に係る自主基準や取組みの紹介
* 次年度以降、本部会において検討していく事項や方向性を確認

３．今後の取組み事項

* メーカーで品質確保された医薬品が、適正に患者の手元まで届くには、広く流通に関与する者が更なる責任意識を持ち、相互協力をすることが必要である。そのため『GDPガイドライン』の内容等を分かり易く解説した資料等を取りまとめ周知を図る。
* その他、偽造品流通防止のための各団体の取組みや対策等について、部会を通じた関係者への迅速な共有を図る。

４．部会委員

|  |  |
| --- | --- |
| 氏 名 | 職　　名 |
|  | 大阪医薬品元卸商組合 |
|  | なにわの消費者団体連絡会　事務局長 |
|  | 大阪府医薬品卸協同組合 |
| （★） | 大阪府病院協会看護専門学校 |
|  | （一社）大阪府医師会　副会長 |
|  | （一社）大阪府医薬品登録販売者協会　副会長 |
|  | （一社）大阪府薬剤師会　常務理事 |
|  | 関西医薬品協会　常務理事 |

　（★）部会長